

【総務部】

No.	用語	解説
*1	長周期地震動	地震発生時、数秒から数十秒の周期でゆっくり、大きく揺れる振動。超高層建物などの大規模構造物が影響を受けやすく、1 秒以下のごく短い時間カタカタと揺れる通常の短い周期の振動（短周期地震動）と比べ、より遠方までその力が弱まらずに伝わる特性を持つ。
*2	審理員制度等	行政不服審査法の改正（平成 28 年 4 月施行）により新たに導入された制度。主なものとして、審査請求に係る処分等に関与していない等の要件に該当する審査庁が指名した職員（審理員）が審理手続を行う制度や審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする第三者機関への諮問を行う制度等がある。
*3	公益通報制度	労働者が、不正の目的でなく、勤務先の法令違反行為等を一定の通報先に通報する制度。大阪府では、府民及び府職員からの公益通報並びに民間事業者の従業員等からの公益通報（大阪府が処分、勧告等の権限を有する行政機関となるものに限る。）を受け付けている。
*4	新公益法人制度	民法に基づく従来の公益法人制度を抜本的に改革した新制度。登記のみで一般社団・財団法人を設立でき、基準を満たし公益認定を受けると、寄附優遇税制の対象となる公益社団・財団法人となることができる。
*5	基幹統計調査	統計法に基づき規定された「基幹統計」（国の統計で特に重要なもの）を作成するための調査。代表的なものに、国勢調査、経済センサス、工業統計調査、家計調査、毎月勤労統計調査、学校基本調査などがある。
*6	新国際基準（2008SNA）	2009 年 2 月に国連統計委員会において採択された国民経済計算の最新の国際基準。国は平成 28 年度に新基準へ移行済みであり、地方自治体は平成 29 年度から移行予定である。
*7	中核市	人口 20 万人以上の政令で指定される都市で、保健所を設置して保健衛生に関する事務を担うなど、特例市（施行時特例市）よりも広範な事務権限が都道府県から移譲される。現在、府内では豊中、高槻、枚方、東大阪の 4 市。

*8	特例市（施行時特例市）	<p>人口 20 万人以上の政令で指定される都市で、都道府県から環境やまちづくりなどに関する事務権限が移譲される。現在、府内では岸和田、吹田、茨木、八尾、寝屋川の 5 市。</p> <p>※平成 27 年 4 月の地方自治法改正により特例市制度は廃止。ただし、改正前に特例市であった自治体においては、「施行時特例市」として従前の権限を有することとされている。</p>
*9	自治体クラウド	<p>地方公共団体が情報システムを庁舎内で整備・運用することに代えて、外部のデータセンターを活用し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。</p>
*10	大阪版自治体情報セキュリティクラウド（SC）	<p>平成 27 年 12 月の総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」を受け、市町村のインターネット接続口を府が集約化し、高度な情報セキュリティ対策・監視を実施するために構築したもの。平成 29 年 4 月から運用開始しており、平成 31 年度までに全市町村が参加を予定している。</p>
*11	共通プラットフォーム	<p>サーバ仮想化技術を活用し、庁内の業務担当課が個別に整備運用しているシステム機器を統合する基盤。集約したシステムを統一的に管理できることから、機器の借上げコストの節減や、高度なセキュリティ水準の確保等の効果が期待できる。</p>